

誓約書

阿見町指定排水設備工事店申請者及びその役員は、阿見町指定排水設備工事店規則第2条（1）から（3）及び（6）のいずれにも該当していることを誓約します。

年 月 日

営業所名

申請者 営業所所在地

代表者氏名

④

阿見町公共下水道管理者

阿見町長 千葉 繁

（注）新規指定の場合以外は、「営業所名」は「指定工事店名（商号）」と、「営業所所在地」は「指定工事店所在地」と読み替える。

※参考『阿見町指定排水設備工事店規則』

（指定の資格要件）

第2条 指定工事店の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

（1）排水設備等の新設等の工事（以下「工事」という。）に関し技能を有する者として認めた者（専属の者に限る。以下「主任技術者」という。）を有すること。

（2）個人事業主又は法人の代表者が成年被後見人、被保佐人又は被補助人でないこと。

（3）個人事業主又は法人の代表者が禁固以上の刑に処せられていないこと。

（4）指定工事店の指定を取り消された日から1年を経過していること。

（5）県内に本社又は営業所を有し、かつ、相当の営業用資産及び信用を有すること。

（6）破産手続開始の決定を受けていないこと。

（7）阿見町指定給水装置工事事業者規則（平成10年阿見町規則第8号）に基づき指定された指定工事店であること。